

上場前の第三者割当等又は株移動に関する規制の見直しについて

平成11年5月18日
名古屋証券取引所

1. 改正の趣旨

現在、新規上場申請者が上場前に第三者割当増資等による新株発行を行うこと又は新規上場申請者の株主が株券等の譲受け又は譲渡を行うことについて禁止又は制限する規制を設けている。

この規制は、平成元年4月、いわゆるリクルート事件を契機に高まった株式公開の公正性確保の要請を踏まえ、一般投資者に不公平感を与えることのないよう証券取引所及び日本証券業協会の規制として制度化されたものである。

この規制については、上場申請を予定する会社の円滑な資金調達又は株主による株式の処分を過度に規制しているとの問題点が指摘されていたところであるが、去る1月には、政府による『経済構造の変革と創造のための行動計画』（閣議決定）のなかで、「企業の円滑な資金調達を阻害している公開前規制については、その見直しが重要であるとの認識の下、日本証券業協会において早期に検討を行う。」とされたなどの情勢を踏まえて、見直しに向けた議論が進められることとなった。

日本証券業協会において設置された『公開前規制検討グループ』では、学識経験者、証券会社、日本証券業協会及び東京、大阪、名古屋の各証券取引所が参加して改善策の検討を行い、先般、当グループによる具体的な提言が行われたところであるが、名古屋証券取引所では、この報告書の内容を踏まえて、以下の制度改正を行うこととする。

2. 改正の概要

項 目	内 容	備 考
1. 上場前の第三者割当等 (1) 禁止期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> 従来、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において第三者割当等による新株発行を行っている場合には、上場申請を受理しないこととしていた。この期間（禁止期間）を上場申請日の属する事業年度の初日から上場日の前日までの期間に短縮する。 	
(2) 発行制限の緩和 制限期間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 従来、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から1年前の日の前日までの期間において第三者割当等による新株発行を行っている場合には、その発行価格、割当の内容及び割当新株の継続所有に関して規制を行っていた。この期間（制限期間）を上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から直前事業年度の末日までの期間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「上場申請のための有価証券報告書（の部）」において第三者割当等に係る開示を必要とする期間は、現行どおりとなる。
発行価格の制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 従来、制限期間中の第三者割当等については、類似会社比準価格方式により算出した価格の80%（割当てを受けた者が従業員持株会である場合には70%）以上の価格により発行することとしていたが、この発行価格に係る規制を撤廃する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「上場申請のための有価証券報告書（の部）」において第三者割当等の状況が適切に記載されるよう、所要の措置（価格の算定根拠の記載の方法の例示及び記載の根拠となった資料の保存の義務付け、本所の提出請求による当該資料の提示の義務付け並びに不適切な記載が行われていた場合の本所による公表等の措置）を講じる。
割当内容の制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 従来、制限期間中の第三者割当等については、特別利害関係者等以外の者に対する割当等名証が適当と認める割当であることを要していたが、この割当内容に係る規制を撤廃する。 	

<p>継続所有期間の短縮</p>	<p>・従来、制限期間中に第三者割当等による新株の割当てを受けた者は、当該新株の効力発生日から上場日以後1年間を経過する日まで継続して所有する旨の確約を行うこととしていた。この期間を当該新株の効力発生日から上場日以後6か月間を経過する日まで(ただし、当該日が新株の効力発生日から起算して1年間を経過する日以前に到来する場合には、当該1年間を経過する日まで)に短縮する。</p>	
<p>2. 上場前の株券の譲受け又は譲渡に係る規制の撤廃</p>	<p>・従来、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が株券の譲受け又は譲渡(株移動)を行っている場合には、その発行価格及び株移動の理由が適当と認められる場合を除き上場申請を受理しないこととしていたが、この規制を撤廃する。</p>	<p>・「上場申請のための有価証券報告書(の部)」において株移動の状況が適切に記載されるよう、所要の措置(上記1.(2)の備考欄に記載した措置と同様の措置)を講じる。</p> <p>・「上場申請のための有価証券報告書(の部)」において株移動に係る開示を必要とする期間は、現行どおりとなる。</p>
<p>3. 転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券の扱い</p>	<p>・転換社債又は新株引受権付社債について、転換又は新株引受権の行使により新株発行が行われていることを要する期日は、この改正により短縮された制限期間の最終日までとする。</p> <p>(・上記1.(1)及び1.(2)による見直しの内容は、転換社債券又は新株引受権付社債券の発行について同様とする。)</p> <p>(・上記1.(2)による見直しの内容は、制限期間における転換社債又は新株引受権付社債の転換又は新株引受権の行使により発行された新株について同様とする。)</p> <p>(・上記2.による見直しの内容は、転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券の譲受け又は譲渡について同様とする。)</p>	
<p>4. 改正内容の適用時期(予定)</p>	<p>・本年7月1日を目途とする。</p>	

以 上